

平成30年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）  
公募要領

2019年1月  
中小企業庁

## 平成30年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）

### 公募要領

中小企業庁では、平成30年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）の実施機関を、以下の要領で募集します。

#### I. 事業の目的と概要

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）は、地域の経済や雇用を担う重要な存在である。しかし、今後10年の間に、70歳（平均引退年齢）を超える中小企業の経営者は約245万人となり、うち約半数の127万（日本企業全体の約3割）が後継者未定となっている。この現状を放置すると、中小企業の廃業の急増により、2025年頃までの10年間累計で約650万人の雇用、約2兆円のGDPが失われる可能性がある。特に地方において、後継者問題は深刻であり、その解決が必要である。また、これを放置すれば廃業による技術・ノウハウの喪失や経営の不安定化が危惧されるが、円滑な世代交代が行われれば、後継者による事業活動の活性化も期待できる。

事業承継の円滑化のためには、早期・計画的な準備が不可欠であるため、中小企業経営者の意識喚起や適切な支援の提供を図っていく必要がある。同時に、事業承継支援は、税務、法務、財務等、課題は多岐にわたることから、地域一帯となって支援をする必要がある。

そこで、都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携した、地域における事業承継支援として、早期・計画的な事業承継準備に対する経営者の「気付き」を促すため「事業承継診断」を行うネットワーク（事業承継ネットワーク）の構築を、2017年度から開始したが、現在、全国展開がほぼ図られたため、今後は、各都道府県に設置された承継コーディネーター（以下「承継Co」という。）やブロックコーディネーター（以下「ブロックCo」という。）等が、プッシュ型の事業承継診断で掘り起こされたニーズに対して、事業承継計画の策定や課題解決のための専門家派遣などの、更なるきめ細かな支援を行うことにより、円滑な事業承継を推進する。

さらに、これまでのような全国一律の支援ではなく、業種や業界、地域の特性などに応じて事業承継の先進的な取組みを行う地域に対して積極的な支援を行う。

2017年7月に中小企業庁が公表した事業承継5カ年計画では、5年後の目指すべき姿を、「地域の支援者同士が個別企業支援で連携できる地域プラットフォームを確立」としているが、この実現に向けて、事業承継ネットワーク全国事務局（正式名称「プッシュ型事業承継支援高度化事業全国事務局」）（以下「全国事務局」という。）を設置して、都道府県毎の事業承継ネットワークの設置、活動把握、評価、広域での連携強化、周知活動等を図り、効果的に事業を実施することとする。

## Ⅱ. 事業の具体的な内容

全国事務局は、都道府県毎の事業承継ネットワークの地域事務局（以下「地域事務局」という。）を選定し、事業が円滑に進むよう支援を行うことが求められる。

具体的な事業内容は以下のとおり。なお、事業目的を達成するための方策を追加して提案に含めることを積極的に受け付ける。

### 1. 全国事務局の事業概要

#### (1) 地域事務局選定及び管理

- ・中小企業庁との協議の上、応募要領を作成したのち、都道府県毎の事業承継ネットワークの地域事務局を、再委託先として、47都道府県を対象に募集、選定する。  
※応募における手順、審査、スケジュール等は、中小企業庁との協議により決定する。  
※再委託先は、応募を募った上、中小企業庁と、必要に応じて都道府県の協議の上、決定する。  
※地域事務局の募集にあたって、必要に応じて、説明、質疑応答、説明の機会を設ける（説明会等。）。  
※設置件数は、応募状況によって変動する。
- ・選定後は、地域事務局の契約、支出管理及び確定検査に基づく適正な費用の支払業務を行う。なお、支払いは精算払い（事業終了時）だけに限らず、実施期間内に中間検査を実施し2回の概算払いを行うことを原則とする。

#### (2) 全国事務局の運営

##### ① 地域事務局の活動状況の取りまとめ

- ・地域事務局及び構成機関等の情報の取りまとめを行うとともに、事業の進捗状況等について、地域事務局から随時報告を受け、情報を集約、管理する。  
※情報の集約、管理には、共通のフォーマットを用意、地域事務局に提供した上、行うこととする。

##### ② 全国協議会（連絡会議）の開催

- ・年度内に1～2回、地域事務局の出席を必須とした全国協議会を開催する。
- ・全国協議会では、事業の進捗状況や先進的な取り組みの共有、課題の解決に向けた検討等の議論等を行い、全国的な支援レベルの底上げを図る。

##### ③ 地域事務局のマネジメント及びサポート体制構築

- ・全国の地域事務局の活動支援のため、全国事務局に事業承継プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーを置く。事業承継プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーは事業承継に関する業務経験や知識を有する者とし、各地域事務局の支援内容の把握や、支援ノウハウの実務サポート等のアドバイス、支援戦略の策定や戦略実行のサポート等、全国の進捗状況のマネジメントや適宜必要なサポートを行う。
- ・事業承継プロジェクトマネージャー及びサブマネージャーは、特に2. 全国事務局から再委託を行

う地域事務局の事業概要（予定）（10）を実施する地域の状況を把握し、全国に展開する。

### （3）事業承継に関するイベントの開催

- ・ 経営者・後継者の事業承継に向けた機運醸成や地域の支援機関が連携した具体的な支援内容の紹介等、企業や地域の支援機関に向けた、事業承継の必要性の周知・共有のため、全国的なイベントを開催する。

※イベントの規模感は提案によることとする。

### （4）事業承継支援策などの周知

- ・ 事業承継支援策を中小企業・小規模事業者、支援機関へ広める。
- ・ 例えば、Webサイト作成や、各都道府県で開催されるイベント等との連携等が考えられる。

### （5）地域ブロック別の取組みの企画、運営、事務等

- ・ 中小企業庁との協議の上、経済産業局ブロック別の取組みに係る企画、運営、事務等を行う。

※本件は、経済産業局との協議により内容を指定する。概要については公募説明会で示すこととする。

### （6）事業承継等の税制の相談対応を行うコールセンターの設置

- ・ 事業承継をはじめとした中小企業税制等に関する中小企業・小規模事業者からの質問や相談を受けられるコールセンターを設置する。コールセンターでは、質問・相談に丁寧に対応するとともに、質問や相談内容に応じて、適切な相談窓口や問い合わせ先を案内する。

※対象税制については中小企業庁からのレクチャーをもとに対応を行っていただく。

### （7）地域別・業種別の事業承継支援データベースの構築、提供

- ・ 事業実施期間内に、各地域事務局へ、地域別・業種別の事業承継支援データベースを構築し、提供する。

※本データは、地域事務局にID・PWを付与し、自らの都道府県の休廃業リスクデータなどを分析することができるシステムとする。

- ・ 本データについて、分析・調査を行い、地域事務局の活動に資する。

### （8）報告書の取りまとめ・提出

- ・ 地域事務局の報告書を取りまとめた上、全国事務局事業の報告書を作り、中小企業庁に提出する。

## 2. 全国事務局から再委託を行う地域事務局の事業概要（予定）

### （1）承継COの選定

- ・ 地域事務局に、事業の責任者として承継COを、原則、公募により設置する。なお、平成29年度補正予算事業ですでに設置済みの場合は、継続での設置も可とする。承継COの採用に当たっては、次の要件のいずれかに該当する者であること

- ア. 中小企業診断士、税理士、公認会計士、弁護士、技術士、その他公的資格を有する者
- イ. 会社等の管理者又は技術者等として10年以上の実務経験を有する者
- ウ. 経営診断、販路開拓、商品開発等の中小企業者等支援に3年以上の経験を有する者、又は当該分野において相応の実績を有すると認められる者
- エ. 技能等に関する指導・教育機関に所属し、指導、教育、研究に5年以上の経験を有する者
- オ. ア.～エ. に準じる能力を有する者

#### (2) 地域の支援方針（事業承継支援戦略）の策定等

- ・都道府県と承継COは、年度や中長期の事業承継支援戦略（以下「支援戦略」という。）を事業開始後すみやかに策定する。なお、平成29年度補正予算事業ですでに策定済みの場合は、適宜必要な修正を加えることで可とする。
- ・支援戦略には、事業の目的、全国事務局から提供を受けた事業承継支援データベースの分析・活用方法の検討、重点的に支援すべき地域や業種の絞り込み、KPI・中長期目標の設定、支援方針（専門家への取り次ぎや追加支援に係るルール）、ネットワーク構成員及び事業者向けの各種研修・セミナーの企画等を記載する。
- ・都道府県と地域事務局は定期的に取り組みの進捗の共有、今後の進め方等について必要に応じて検討、実施する。

#### (3) 専門家リストの作成・育成、ブロックCOの選任

- ・都道府県と承継COは、専門家の活用等により、各都道府県において中小企業経営者が専門的な事業承継支援を受けられる環境を整備する。
- ・具体的には、事業者が長時間の移動を伴わずに専門家の支援を受けることができるように、域内をブロック化し、ブロック毎に専門家を可視化したリストを作成し、地域の支援機関間で共有するとともに、事業者へ提供可能な状態にする。
- ・支援には専門家の協力が不可欠であるため、必要に応じて専門家の育成を行う。例えば、専門家養成の研修やOJTの実施等が考えられる。
- ・ブロック専門家リスト等の中から、地域の活動の責任者としてブロックCOを選任する。
- ・平成29年度補正予算事業ですでに専門家リスト、ブロックCOを整備済みの場合は、適宜必要な修正を加えることで可とする。

#### (4) 事業承継ネットワークの整備

- ・地域事務局は、平成29年度補正予算までで構築された事業承継ネットワークを、更に地域に根付かせ、地域の支援者同士が個別企業支援で連携できる地域プラットフォームを確立すべく更なる整備を進める。

※平成29年7月に中小企業庁が公表した事業承継5カ年計画では、5年後の目指すべき姿を、「地域の支援者同士が個別企業支援で連携できる地域プラットフォームを確立」としている（再掲）

- ・具体的には、連絡会議を開催する等が考えられる。必要に応じて、目的を限定した小規模なワーキンググループや、より小さな地域単位での組織体を形成することも想定される。連絡会議では、構成員に対する情報共有を中心に、構成機関の役割分担、事業承継診断の実施方法の確認・共有、事業承継支援方針の検討、参加する支援機関間の調整等を行う。

(ご参考) 事業承継ネットワークへの参加が想定される主な機関 (例)

属性	機関	主な役割
都道府県等	都道府県	地域の事業承継支援方針の立案・とりまとめ
	都道府県中小企業支援センター	
	市町村	
民間機関	金融機関	事業承継診断等を実施
	商工会・商工会議所・中央会	
	士業等専門家(団体)	
公的機関	中小企業基盤整備機構地域本部	都道府県・地域事務局に対する事業承継支援の考え方に関する助言
	事業引継ぎ支援センター	M&A案件等に関する専門的支援
	経済産業局・財務局・財務支局	施策情報の提供等
	信用保証協会	連携して金融支援
	中小企業再生支援協議会	連携して再生支援
	よろず支援拠点	連携して総合的支援
その他	ミラサボ登録された専門家	専門的課題を伴う案件への対応等

## プレ承継を中心に事業承継を支援する地域のプラットフォームの構築

- 地域毎に支援機関の事業承継プラットフォームを立ち上げ、事業者をプッシュ型で支援する体制を整備。今後5年間で25～30万社程度に対して事業承継診断を実施。

### 29年度

#### 事業承継ネットワーク構築事業の新設(2.5億円)

- ・地域の将来に責任を有する都道府県のリーダーシップのもと、地域に密着した支援機関をネットワーク化(よろず支援拠点・事業引継ぎ支援センター含む)。
- ・事業承継診断を起点とするプッシュ型支援に連携して取り組む体制を構築(全国20～30カ所程度)。
- ・支援機関の能力向上及び地域内で事業承継支援を行う専門人材の育成・活用(資金的サポートや地域における専門家リスト作成)を実施。
- ・金融仲介機能のベンチマークを踏まえ、金融機関が積極的に事業承継支援に取り組むよう意識喚起を行う。

### 30年度

#### 事業承継ネットワークの全国展開

- ・29年度から30年度にかけて47都道府県に事業承継ネットワークを展開し、年間5万件の事業承継診断を実施。ベストプラクティスの横展開により、知見の共有化を図る。

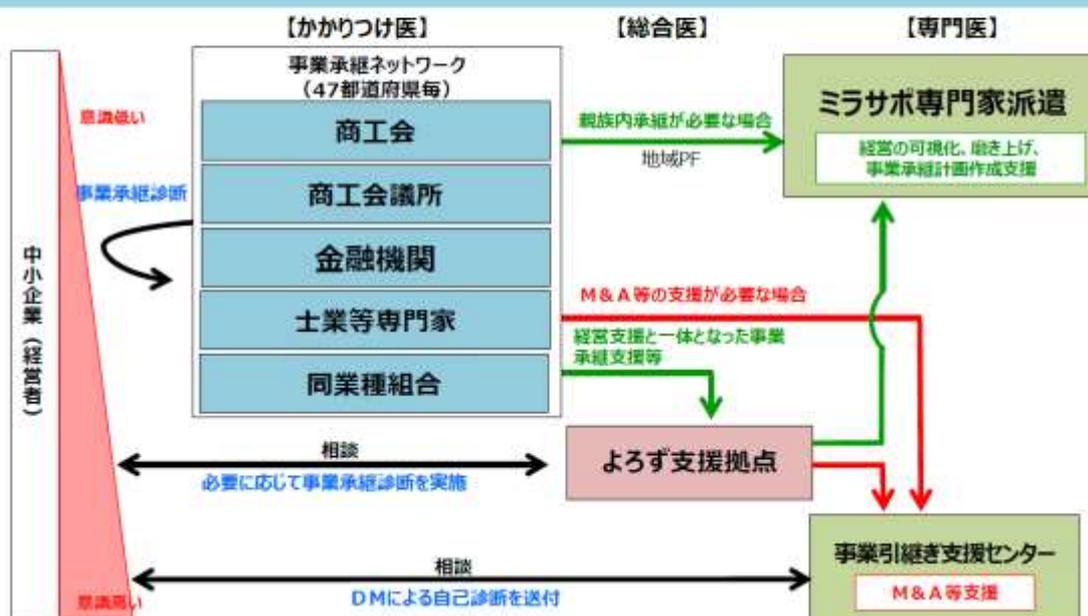
### 目指すべき姿

#### 地域の支援者同士が個別企業支援で連携できる地域プラットフォームを確立

- ・ネットワークを地域に根付かせ、地域の支援者が有機的に連携し、プレ承継からポスト承継まで一貫してチームで支援を行うプラットフォームとして自立的に機能する支援体制の実現。
- ・地域毎の実施状況も踏まえつつ、中小企業支援策全般の面的スキームとしての横展開を推進。

## (参考) プレ支援の地域プラットフォームのイメージ

- 円滑な事業承継を促すため、国のバックアップの下、県がリーダーシップをとり、地域の商工会・商工会議所、金融機関、士業等のネットワーク化を図る。
- 早期・計画的な事業承継準備を促すため、「事業承継診断」の実施等を通じ、事業承継ニーズを掘り起こす。
- 他の支援機関、よろず支援拠点や引継ぎセンター等の公的機関と連携して事業承継をシームレスにサポート



#### (5) 事業承継診断※の実施・実施状況の集約

- ・事業承継へ向けた準備の必要性を認識できていない中小企業経営者の意識喚起や、適切な相談先がわからない経営者への適切な相談先の紹介・取次ぎ等を通じて地域の事業承継ニーズを掘り起こすため、支援機関において、地域の中小企業に対する「事業承継診断」を実施する。
- ・すでに事業承継診断実施体制は構築されているところだが、地域事務局は、必要に応じて、事業承継診断の実施準備として、地域における事業承継診断フォーマットの作成や実施方法の検討、マニュアル作成等を行い、共有・研修などを通じて、ネットワークを構成する支援機関が更に一体的に事業承継診断を実施できる体制を構築する。また、支援機関における事業承継診断の実施状況（実施件数や診断後の対応状況等）について、支援機関との協議を経て情報集約の方法を策定し、適宜集約を行う。
- ・事業承継診断の実施（目標）件数については、全国で年間5万件実施することを目標として、各都道府県の中小企業数に応じて按分した件数（別紙1参照）を目安とするが、各都道府県において、地域の実情や事業承継支援戦略等を踏まえより高い目標値を設定して差し支えない。

※事業承継診断：以下の2要素を包含するものを言う。

- ・その内容が、中小企業における事業承継の準備状況や大まかな課題を抽出するものであること
- ・支援機関担当者が中小企業経営者と対面で実施するものであること（支援機関と経営者の対話を促進するものであること）

従って、必ずしも「事業承継ガイドライン」に掲載された診断票等の使用を求めるものではない。

例えば、商工団体や金融機関が独自に実施しているヒアリングであっても、上記2要素を包含するものであれば、事業承継診断を実施するものと解してよい。

#### (6) 具体的支援

- ・承継C○は、事業全体の責任者として、支援戦略の工程管理、事業承継診断の実施状況（診断結果及び専門家等への取り次ぎ状況）のフォローアップ、ブロックC○と連携した地域における支援の推進、専門家を個社に派遣する等を行う。
- ・ブロックC○は、承継C○との連携やサポートを得ながら、ブロック内の事業承継ネットワーク（商工団体、金融機関等）及び専門家リストの中から必要に応じてチームを編成して支援を行う。
- ・支援にあたっては、都道府県内の状況を踏まえ、2.（2）で作成した事業承継支援戦略の達成に向けて具体的な取組みを行う必要がある。例えば、事業承継計画や事業承継税制活用のための特例承継計画の策定等により、事業者が自分事として事業承継準備に取組み（社長と後継者の対話）、事業を引き継いでいくための準備を促す等が、喫緊のゴールの一つである。
- ・また、地域事務局が中心となって事業承継支援を行っていくために、事業承継に関するデータの整備・共有、事業承継診断や個社支援のデータのうち、診断結果や診断データなど、共有できるものはデータベース化して共有を図ることも重要。本件は（10）を参照。

#### (7) 支援のスキルアップ

- ・支援の質を向上させるため、ネットワーク参画団体に対する事業承継や施策に関する研修・セミナー

を実施することができる。

- ・例えば、地域事務局に設置する承継Ｃｏ、ブロックＣｏ、商工会、商工会議所や金融機関等の事業承継担当者のスキルアップを図るため、研修を行うとともに、専門家リストに登録する、チームを作っ  
て対応する等。連携強化のため、お互いの課題を共有し、解決策を探ることが重要。

#### (8) 普及・広報活動

- ・ネットワーク及びその構成員による取組や事業承継に向けた準備の重要性等を地域の中小企業へ効果的に伝達し、本事業の効果を最大化するため、地域の実情に応じ創意工夫に基づいた普及・広報活動を実施する。
- ・例えば、地域事業承継支援ポータルサイト（仮称）の開設。同サイトでは、ネットワークとしての活動内容や支援機関の情報を集約・発信するとともに、事業の目標や成果などを掲載するほか、事業承継に関心をもった中小企業がアクセスできるような仕組みを検討する。そのほか、経営者・後継者の事業承継に向けた機運醸成や、地域の支援機関の連携体制を更に強めるための、企業や地域の支援機関に向けた事業承継の必要性の周知・共有のためのイベントを開催する等が考えられる。

#### (9) 全国事務局への情報提供、全国事務局主催イベントへの協力等

- ・全国事務局が開催する全国協議会（事業期間内に1～2回）へ出席し、事業の進捗状況の報告、先進的な取組みの共有、課題の解決に向けた検討等に係る議論を行う。
- ・地域における事業承継支援の実施状況や支援方針の策定状況、構成員の参加状況、支援対象である中小企業における課題解決状況等について、全国事務局作成の報告フォーマットに基づき、全国事務局に対して概ね2～3ヵ月ごとに、報告を行う。なお、提供された情報については必要に応じて公表することを検討している。
- ・全国事務局が地域において実施するイベントに関して参加および集客について積極的に協力する。

#### (10) 各地域事務局における独自の先進的な取組み

本項目を行う場合は、中小企業庁の審査により、予算の上限を上乗せする。

## <モデル事業（例）>

### ア. ベンチャー型事業承継の推進

若者が事業を継ぎたいと思う仕掛けづくりや、アトツギソンの開催を通して人材を育成するとともに、若手経営者のネットワークを構築する取組み。

（ご参考）

#### ベンチャー型事業承継を実施した経営者



**村井 基輝**（むらい もとき）  
（株）カスタムジャパン代表取締役  
（3代目）  
（バイク、自転車パーツ等販売）  
本社：大阪府中央区  
創業：1954年<昭和29年>  
従業員：80人

祖父が創業したオートバイ部品販売の後継ぎを嫌い、SE専門学校、クラブDJを経て、ITベンチャーの役員（20代）へ。業績低迷期に父からの誘いにより「鶴橋部品」を継ぐ。

本業に従事する傍ら、バイク、自転車部品のネット注文・即日配送のビジネスモデルの実現に奔走。2005年、「カスタムジャパン」を創業。

取扱い部品20万点、取引先6万店舗。従業員数は、入社時の数人から、現在、2社合わせて100名超。

- ・地域にトラックで配送するのが父の仕事だとしたら、それを安く、どこでも配送するのが僕の仕事。業界の会合でビールをかけられたこともあります。
- ・僕が中学生のころサッカーから卓球に競技を変えたら勝てたというのが頭にありました。サッカー教室が一番下のクラス。ところが卓球を始めたらおもしろいように勝ち進んだんです。
- ・自分が戦える場所を探すことが大事なんです。

（Bplatz インタビューから抜粋）



**山田 岳人**（やまだ がくと）  
（株）大部代表取締役（3代目）  
（工具販売・DIYカルチャー創造事業）  
本社：大阪府大阪市生野区  
創業：1937年<昭和12年>  
従業員：67人

リクルート勤務の後、97年に大部に入社（27歳）。大部は昭和12年に妻の祖父が創業した工具問屋（町の金物屋相手の行商スタイル）。不景気、競争の激化から、一度は廃業を決意。従業員給料を大幅に引き下げ、難局を切り抜ける。

02年に工具通販サイトを立ち上げ、1年半後に月商100万円に（現在、国内最大級の商品ラインナップ）。11年に卸から完全撤退し、法人専用ネットホームセンターを立ち上げ。14年に体験型DIYショップを難波にオープン。

- ・ビジネスで重要なのはどこで戦うかということ。
- ・古い慣習に縛られている業界は、業界の中にいる人の意識がのんびりしているので勝つ確率が高くなります。
- ・古い業界だからとあきらめるのではなく、古い業界だからこそやりようによってはビジネスチャンスになる。

（Bplatz インタビューから抜粋）

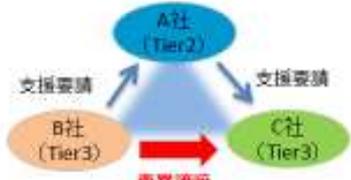
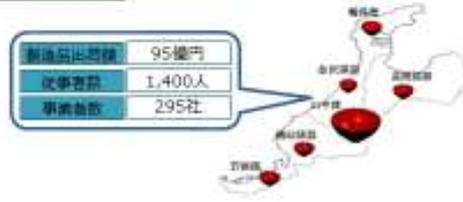
### イ. 業種・産地等支援

大手企業や産地組合等と連携し、サプライチェーンや産地内の中小企業の事業承継問題を解決するため、研修、セミナーや個社支援等を実施する取組み。

(ご参考)

## サプライチェーン・地域における事業統合・共同化の支援事例

- 業種・地域によっては、サプライチェーン維持、地域の主要産業の発展という観点で、事業承継・事業再編等の支援が行われるケースが存在する。

自動車部品サプライチェーン維持のための事業統合の事例	石川県の伝統工芸品産業の維持のための取組事例
<ul style="list-style-type: none"><li>・自動車電装品の製造を営むB社（Tier3）は、足下の経営環境の悪化により、取引銀行からの金融支援が困難となり、元請先A社（Tier2）に今後の対応を相談。</li><li>・事態を重く見た元請先A社は、下請のC社（従業員数70名、Tier3）とC社の取引信用金庫に支援を要請した。</li><li>・最終的には、B社の工場をC社に賃貸するとともに、B社の機械設備をA社が一旦買取り、C社に賃貸するなど、C社の負担を軽くする形で事業譲渡が行われた。B社の経営者及び従業員は、現在、C社の従業員として勤務している。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・石川県の伝統工芸品である山中漆器は、新商品開発、海外輸出により需要が回復傾向にあるが、塗装職人の高齢化・後継者不足による廃業の増加が懸念される。</li><li>・このため北国銀行は、主要な漆器事業者を訪問しとアリングを行い、産地が抱える課題を報告書にまとめた。</li><li>・この報告書に基づき、①（産地70社のうち）7社の有力経営者との勉強会を開催し、他地域の成功事例を研究するとともに、②共同工場や共同配送・共同システムの導入を具体的に検討中</li></ul>
	

### ウ. 支援のスキルアップ

経済産業局ブロック等広域での支援のスキルアップを図る取組み。地域事務局に設置する承継C○、ブロックC○、商工会、商工会議所や金融機関等の事業承継担当者のスキルアップを図るため、研修を行うとともに、連携強化、お互いの課題を共有、解決策を探る。

### エ. 事業承継ミニセミナー

時間の制限等により国、都道府県や民間が主催する事業承継に関するセミナーへの参加が難しい経営者等を対象として、市町村や地域単位で休日や夜間にミニセミナーを開催して早めに事業承継の準備をする必要性等の意識付けを行う取組み。

### オ. 事業承継に関するデータの整備・共有

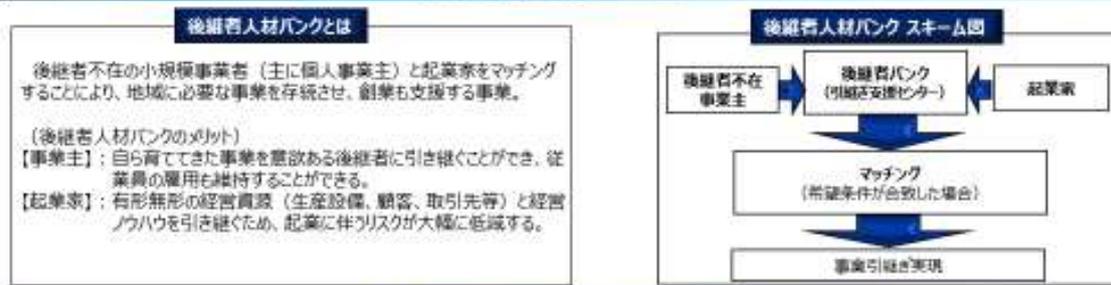
事業承継診断や個社支援のデータのうち、診断結果や診断データなど、共有できるものはデータベース化して共有を図る取組み。

### カ. 起業家とのマッチング

事業引き継ぎ支援センターの後継者マッチング事業（後継者人材バンク事業）や地域おこし協力隊、女性起業家ネットワーク等との連携による起業家とのマッチングを行う取組み。

(ご参考)

## 後継者人材バンク



### 地域に親しまれた焼き肉店が引継ぎされた事例（静岡県）

引継ぎ対象：焼ムクダ（三島市）  
 譲渡者：平田山哉氏 譲受者：渡辺大介氏（22歳）  
 譲渡方法：株式譲渡  
 支援方法：静岡県引継ぎセンターと三島商工会議所の連携によりマッチング支援

有限会社 ムクダ  
 静岡県、取引形態：株式譲渡

焼ムクダは、静岡県三島市内で平成16年から焼き肉店「ムクダ」を営む企業。固定客のついた繁盛店として営業してきたが、後継者不在であり、経営者の平田氏に体調面での不安が出てきたため、三島商工会議所に相談。一方、渡辺氏（22歳）は三島商工会議所が主催する創業セミナーの受講を通じ、中華料理店の開業に向けた準備を進めていたが、市内の焼き肉店が後継者を探しているとの情報を得たため、静岡県引継ぎセンターに相談。平田氏は廃業を覚悟していたが、営業継続が実現できたため、常連客に対して顔向けができたホッとしている。若い店主が経営することで店の雰囲気にも変化があり、従来からの常連客に加えて若年層の顧客も増えている。現在渡辺氏は、中華料理の経験を活かした新メニューの投入を準備している。



## なかむら屋（宮崎県事業引継ぎ支援センター）

後継者人材バンク

### 事業引継ぎ概要

引継ぎ対象：なかむら屋（宮崎県川南町）Tシャツ等プリント加工・販売  
 譲渡者：なかむら屋 中村昭人（45歳）  
 譲受者：高萩誠（46歳）川南町地域おこし協力隊  
 譲渡方法：事業譲渡  
 引継ぎ期間：平成29年12月～平成30年11月9日（事業譲渡契約書調印）  
 支援方法：後継者人材バンク

### 事業引継ぎまでの経緯

平成29年12月に川南町商工会の経営指導員から、方向性については概ね合意できている案件だが、事業引継ぎの具体的な進め方について支援して欲しいと相談を受けた。

なかむら屋は昭和20年代に創業、現在は部活や地元イベント等で使われるプリント印刷したTシャツ等を販売する地元にはなくてはならない店であった。

ところが、中村氏が叔父の企業の経営に携わることとなり引継ぎ手を捜していたところ、川南町に平成27年より「地域おこし協力隊」として勤務している高萩氏が興味を示した。高萩氏は、地元に関与したい意向を強く持ち、また過去に印刷関連の仕事の経験もあり適任であった。

しかし、事業経営は初めての経験で不安があることや事業資金の確保も難しいなど多くの課題があった。

そこで、宮崎県事業引継ぎ支援センターの後継者人材バンクの制度を活用して、センターと川南町商工会が連携し役割分担をはかりながら支援していくこととした。

センターは、中村氏と高萩氏それぞれの意向を良く伺い譲渡の条件等を整理し事業譲渡契約を作成する支援等を行った。商工会は、経営の勉強をしてもらうための創業塾を開催するとともに、実現性の高い事業計画づくり、金融機関との調整、町補助金申請などを支援した。

その結果、高萩氏が自信を持って引き継げる体制が整い、11月9日事業譲渡契約調印の運びとなった。

### 事業引継ぎ支援センターでの対応内容

- ・中村氏と高萩氏それぞれの意向を伺い引継ぎの条件等を整理
- ・基本合意書、事業譲渡契約書作成にあたり専門家も活用して支援を実施



なかむら屋 店内の様子



調印式の様子

#### (11) 報告書の作成

- ・ 事業期間内に実施した事業内容や事業承継診断の実績、策定した事業承継支援方針、次年度以降の事業承継支援の具体的計画等をまとめた報告書を作成する。

### 3. 本事業の実施地域

本事業は、全国事務局は全国で事業を実施、再委託を行う事業は、原則、実施される都道府県の管轄する地域に準じて実施するものとする。

### 4. 事業実施期間

委託契約期間は単年度とし、具体的な契約期間は原則として契約書に定める事業開始日から、2019年3月29日とします。

### 5. 応募資格

本事業を実施する機関は、次に掲げる要件を満たす法人とする。

- ① 日本に拠点を有していること。
  - ② 本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。
  - ③ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
  - ④ 中小企業庁、経済産業局等及び地域事務局との密接な連携がとれる体制を確保できること。
  - ⑤ 中小企業庁の指示に速やかに従うことができること。
  - ⑥ 中小企業・小規模事業者等支援及び支援機関への支援の実績を有すること。
  - ⑦ 別紙2のとおり、情報セキュリティに関する事項を遵守すること。
  - ⑧ 本事業に関する委託契約を中小企業庁との間で直接締結ができる機関であること。
  - ⑨ 中小企業庁が提示した委託契約書に合意すること。
  - ⑩ 公序良俗に反する活動を行う等、委託先として不適切な者でないこと。
-

## 6. 契約の要件

### (1) 契約形態：委託契約

採択された機関と中小企業庁との間で委託契約を締結する。採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結する予定です。

ただし、申請内容に虚偽記載等の不正が明らかになった場合は、採択の取り消し、又は契約解除等を行う場合があります。

### (2) 採択件数：1機関とします。

### (3) 予算規模：

2,499,854千円（消費税及び地方消費税込み）を上限とします。

### (4) 成果物の納入：

本事業の終了となる、2019年3月29日までに事業実施報告書を作成し、その内容を格納したCD-ROM等の電子媒体1部を中小企業庁に納品する。

### (5) 委託費の支払い

委託業務完了の日の翌日から30日以内又は2019年4月10日のいずれか早い日までに委託業務についての実績報告書を提出することとします。

中小企業庁はこれを受けて、原則として現地調査を行い、内容に問題がなければ費用の支払いを行います。支払いは原則として精算払いとします。実施機関の財務状況によっては、関係機関との協議が整い次第、概算払いが行える可能性があります。

なお、予算執行上、全ての支払いには領収書等の証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切かどうか審査し、これを満たさない場合は、当該委託費の支払いを行いません。厳格な経理処理が必要となることを前提として、申請してください。

### (6) 事業期間中の報告及び現地調査

事業の進捗状況等について、中小企業庁の指示に基づき、報告していただきます。

また、事業終了後の現地調査とは別に、事業の進捗の確認等を行うため、事業期間中に現地調査を行うことがあります。この際、事業内容の実施状況を確認するため、本事業の関係企業、団体に対しても、中小企業庁が確認を行うことがあることから、関係企業、団体にはその旨の事前了解を得てください。

## 7. 応募手続き

### (1) 募集期間

募集開始日：2019年1月11日（金）

締切日：2019年2月1日（金）17時必着

※締切を過ぎての提出は受け付けられません。郵送等の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もありますので、期限に余裕をもって送付ください。

### (2) 説明会の開催

中小企業庁にて説明会を開催します。開催日時と開催場所は以下のとおりです。

#### <説明会の概要>

日時：2019年1月16日（水）16時30分～17時30分

場所：経済産業省別館8階843共用会議室

説明会への参加を希望する方は、以下の連絡先へ2019年1月15日（火）17時までにご連絡ください。連絡の際は、件名（題名）を「平成30年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）」とし、本文に「所属組織名」、「出席者全員の氏名（ふりがな）」、「所属（部署名）」、「住所」、「電話番号」、「FAX番号」、「E-mailアドレス」を明記願います。

なお、会場の都合により、説明会への出席につきましては、応募単位毎に3名まででお願いします。

#### <連絡先>

中小企業庁事業環境部財務課 担当：高橋、鈴木（由）

FAX：03-3501-6868

### (3) 応募書類

次の提出書類を一つの封筒に入れ、提出期限までに中小企業庁（(4) 応募書類の提出先参照）へ郵送又は持参してください。併せて、下記①、②の書類を保存した電子媒体（CD-ROM 1枚）を提出してください。

また、宛先面に「平成30年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）に係る事業申請書在中」と朱書きで記入してください。提出書類は、日本語で作成の上、A4片面印刷で、複数枚にわたる様式ではページを打ち、左上をホッチキス等で1カ所止めてください。提出された書類に不備がある場合は、受理いたしません。

#### <提出書類と提出部数>

- ① 事業承継ネットワーク事業全国事務局事業申請書（様式1～4）・・・正本1部＋写し3部
- ② 暴力団排除に関する誓約書（様式5）・・・1部
- ③ 定款（寄附行為）・・・1部
- ④ 過去2年間の貸借対照表、損益計算書（収支決算書）・・・各4部
- ⑤ パンフレットその他機関の概要が分かる資料・・・4部

## ⑥ その他添付資料・・・４部

提出された事業申請書及び添付書類は返却しません。ただし、機密保持には十分配慮します。なお、採択された場合には「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成１１年５月１４日法律第４２号）に基づき、不開示情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報開示の対象となります。

事業申請書等の作成費は経費に含みません。また、採択の正否を問わず、事業申請書の作成費用は支給されません。

### （４）応募書類の提出先

応募書類は持参又は郵送・宅配便等により以下に提出してください。

〒１００－８９１２ 東京都千代田区霞が関一丁目３番１号

中小企業庁事業環境部財務課

担当：高橋、鈴木（由）

TEL：０３－３５０１－５８０３（直通）

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

## 8. 審査・採択について

### （１）審査方法

採択にあたっては、中小企業庁において、外部有識者による第三者審査委員会を設置し、審査基準に基づき、相対的に評価した上で決定します。なお、必要に応じて、ヒアリングを実施する場合があります。

### （２）審査基準

提案内容について、以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

- ①提出書類の内容が施策の目的、意図と合致しているか。
- ②応募資格を満たしているか。
- ③公序良俗に反する活動を行う等、全国事務局として不適切な者でないか。
- ④事業承継及び中小企業・小規模事業者等への支援に関するノウハウ・実績を有しているか。
- ⑤地域事務局の支援に関して地方自治体や地域の支援機関等と有効なネットワークを有しているか。
- ⑥他の支援機関と連携して、相当程度の中小企業・小規模事業者等に効果的な支援を実施することが可能か。
- ⑦受託事業を適確に遂行するに足る経営基盤、組織、人員、資金及び設備等を有しているか。
- ⑧受託事業に係る経理・事務について適確な管理体制及び処理能力を有しているか。
- ⑨事業実施体制・役割分担は適切となっているか。
- ⑩事業目的を達成するための、適切な成果目標を設定しているか。

- ⑪公募要領記載の内容について、実施計画書に具体的に盛り込まれており、その実現が期待できるか。(実施方法、計画)
- ⑫事業目的を達成するための、効果的な提案がなされているか
- ⑬ワークライフバランス等の推進に関する指標(女性の職業生活における活躍の促進に関する法律、次世代育成支援対策推進法、青少年の雇用の促進等に関する法律等に基づく認定等の状況)

### (3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、中小企業庁のホームページで公表するとともに、採択結果について、書面で通知します。

なお、採択、不採択についての問い合わせについては、一切対応しません。

## 9. 契約について

- ・採択された申請者は、国と委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、中小企業庁との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。
- ・契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめご承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますので、ご了承ください。
- ・契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によって、守秘義務の遵守をお願いします。
- ・事業期間中は、継続的に中小企業庁へ事業の進捗状況を報告してください。
- ・委託事業終了後も、支払額の確定の際に使用した全ての帳簿類及び領収書等の証拠書類は受託者において委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存する必要があります。
- ・委託事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。

## 10. 経費の計上

### (1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。また、再委託先の経費の区分も同様です。

経費内容	備考
I.人件費	事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 (人件費対象者は予め届出を行った担当者のみとする)
II.事業費	
1.専門家謝金	依頼した専門家に支払う謝金。 ※申請者の謝金規程に準じて経費処理を行うこと ※申請者と雇用関係を有する者が講師となった場合の講師謝金は対象とならない ※委託対象となるセミナー・研修等の講師謝金含む
2.専門家旅費	依頼した専門家に支払う旅費 ※応募者の旅費規程に準じて経費処理を行うこと
3.職員旅費	事業を行うために必要な出張に係る旅費 ※応募者の旅費規程に準じて経費処理を行うこと
4.会場費	地域事務局が支援機関向け研修等を開催するための会場借料、付帯設備費及び茶菓料(お茶代)等 ※応募者が所有する会議室等で実施する場合は対象とならない
5.広報費	本事業を実施する際に必要なチラシ、ポスター、パンフレット、ホームページ等を作成するために必要な広報活動に要する経費
6.消耗品費	本事業を実施する際に必要な文房具等の消耗品の購入に要する経費
7.通信運搬費	本事業を実施する際に必要な通信及び運搬に要する経費
8.雑役務費	本事業の業務補助を目的としてアルバイト等を新たに雇い入れに要する経費
9.借損料	本事業を実施する際に必要な機器等をレンタルする際に要する経費
10.外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費(請負契約)
11.印刷製本費	本事業を実施する際に必要なレジュメや書類等の印刷に要する経費
III.再委託費	発注者との取り決めにおいて、受注者が当該事業の一部を他社に行わせる(委任又は準委任する)ために要する経費
IV.一般管理費	委託事業に必要な経費であり、他の用途と明確に区分できない経費 ※人件費+事業費の総額の10%以内の額を一般管理費として計上する
V.消費税及び地方消費税	委託事業に要した経費に課税される消費税 ※人件費・事業費・再委託費及び一般管理費の総額に消費税及び地方消費税の税率を乗じて得た額を計上する

※対象となる経費の算定は、原則として、申請者の規程等に基づくものであり、かつ、社会的常識の範囲を超えない妥当なものであって、適正に執行されたもの(出勤簿や業務日誌等によりその事実が確認できるものや証憑書類により支出を確認できたものをいう。)を対象とします。

(2) 直接経費として計上できない経費

- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ その他事業に関係のない経費

等

## 1.1. 問い合わせ先

〒100-8912 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号

中小企業庁事業環境部財務課

担当：高橋、鈴木（由）

TEL：03-3501-5803（直通）

FAX：03-3501-6868

※FAXでのお問い合わせの際は、件名（題名）を「平成30年度補正予算プッシュ型事業承継支援高度化事業（全国事務局）」とし、連絡先（電話番号、FAX番号、E-mailアドレス）を記載してください。他の件名（題名）では、お問い合わせに回答できない場合があります。

## 都道府県ごとの事業承継診断実施件数目標値の目安

	中小企業数(者)	構成比	診断件数(件)
北海道	151,123	3.97%	1,984
青森県	41,863	1.10%	549
岩手県	38,665	1.02%	508
宮城県	61,685	1.62%	810
秋田県	35,098	0.92%	461
山形県	40,874	1.07%	537
福島県	61,566	1.62%	808
茨城県	84,268	2.21%	1,106
栃木県	63,516	1.67%	834
群馬県	68,792	1.81%	903
埼玉県	172,182	4.52%	2,260
千葉県	128,900	3.38%	1,692
東京都	447,659	11.75%	5,876
神奈川県	199,958	5.25%	2,625
新潟県	80,499	2.11%	1,057
富山県	36,686	0.96%	482
石川県	42,807	1.12%	562
福井県	30,626	0.80%	402
山梨県	32,485	0.85%	426
長野県	77,326	2.03%	1,015
岐阜県	74,446	1.95%	977
静岡県	127,440	3.35%	1,673
愛知県	220,767	5.80%	2,898
三重県	54,826	1.44%	720
滋賀県	36,520	0.96%	479
京都府	84,702	2.22%	1,112
大阪府	292,993	7.69%	3,846
兵庫県	154,646	4.06%	2,030
奈良県	33,296	0.87%	437
和歌山県	36,270	0.95%	476
鳥取県	17,118	0.45%	225
島根県	23,542	0.62%	309
岡山県	55,224	1.45%	725
広島県	87,414	2.29%	1,147
山口県	40,991	1.08%	538
徳島県	26,911	0.71%	353
香川県	32,743	0.86%	430
愛媛県	45,899	1.20%	602
高知県	26,373	0.69%	346
福岡県	143,058	3.76%	1,878
佐賀県	25,521	0.67%	335
長崎県	43,745	1.15%	574
熊本県	52,730	1.38%	692
大分県	36,687	0.96%	482
宮崎県	36,909	0.97%	484
鹿児島県	52,721	1.38%	692
沖縄県	49,158	1.29%	645

(出典：中企庁 HP [http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu\\_kigyocnt/150129kigyou.pdf](http://www.chusho.meti.go.jp/koukai/chousa/chu_kigyocnt/150129kigyou.pdf))

## 情報セキュリティに関する事項

- 1) 受託者は、契約締結後速やかに、以下に記載する事項の遵守の方法について、担当職員に提示し了承を得た上で確認書として提出すること。また、契約期間中に、担当職員の要請により、確認書に記載した事項に係る実施状況を紙媒体又は電子媒体により報告すること。なお、報告の内容について、担当職員と受託者が協議し不十分であると認めた場合、受託者は、担当職員と協議し対策を講じ、納入期限日までに確認書に記載した事項の全てを完了すること。
- 2) 受託者は、本事業に使用するソフトウェア、電子計算機等に係るセキュリティホール対策、不正プログラム対策、ファイル交換ソフト対策、アクセス制御対策、情報漏えい対策を講じるとともに、契約期間中にこれらの対策に関する情報セキュリティ教育を作業担当者に対し実施すること。
- 3) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体の取扱いには十分注意を払い、当省内に複製が可能な電子計算機等の機器を持ち込んで作業を行う必要がある場合には、事前に担当職員の許可を得ること。なお、この場合であっても、担当職員の許可なく複製してはならない。また、本作業終了後には、持ち込んだ機器から貸与した電子媒体の情報が消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 4) 受託者は、貸与された紙媒体、電子媒体であっても、担当職員の許可なく当省外で複製してはならない。また、本作業終了後には、複製した情報等が電子計算機等から消去されていることを担当職員が確認できる方法で証明すること。
- 5) 受託者は、本事業を終了又は契約解除する場合には、担当職員から貸与された紙媒体、電子媒体を速やかに担当職員に返却すること。その際、担当職員の確認を必ず受けること。
- 6) 受託者は、契約期間中及び契約終了後においても、本事業に関して知り得た当省の業務上の内容について、他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- 7) 受託者は、本事業の遂行において、当省の情報セキュリティが侵害され又はそのおそれがある場合には、速やかに担当職員に報告を行い、原因究明及びその対処方法等について担当職員と協議し実施すること。
- 8) 受託者は、経済産業省情報セキュリティポリシー（経済産業省情報セキュリティ管理規程（平成24年9月19日改正）、経済産業省情報セキュリティ対策基準（平成24年7月25日改正）、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群（平成26年度版）」を遵守すること。ま

た、契約締結時に規程等が改正されている場合は、改正後の規程等を遵守すること。

- 9) 受託者は、経済産業省が実施する情報セキュリティ監査又はシステム監査を受け入れるとともに、指摘事項への対応を行うこと。
- 10) 受託者は、ウェブサイト構築又は運用するプラットフォームとして、受託者自身が管理責任を有するサーバー等がある場合には、OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には業務影響に配慮しつつ、速やかに適用を実施すること。また、ウェブサイト構築時においてはサービス開始前に、運用中においては年1回以上、ポートスキャン、既知の脆弱性検査、DOS検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 11) 受託者は、ウェブアプリケーションの構築又は改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構が公開する「安全なウェブサイトの作り方（改訂第6版）」（以下「作り方」という。）に基づくこと。また、構築又は改修したウェブアプリケーションのサービス開始前に、「作り方」に記載されている脆弱性の検査を含むウェブアプリケーション診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施すること。
- 12) 受託者は、ウェブサイト又は電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、原則、政府機関のドメインであることが保証されるドメイン名「. gov. jp」（以下「政府ドメイン名」という。）を使用すること。なお、政府ドメイン名を使用しない場合には、第三者による悪用等を防止するため、業務完了後、一定期間ドメイン名の使用权を保持すること。
- 13) 受託者は、電子メール送受信機能を含むシステムを構築又は運用する場合には、なりすましの防止策を講ずること。
- 14) 受託者は、本作業を一部再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保される措置を講ずること。